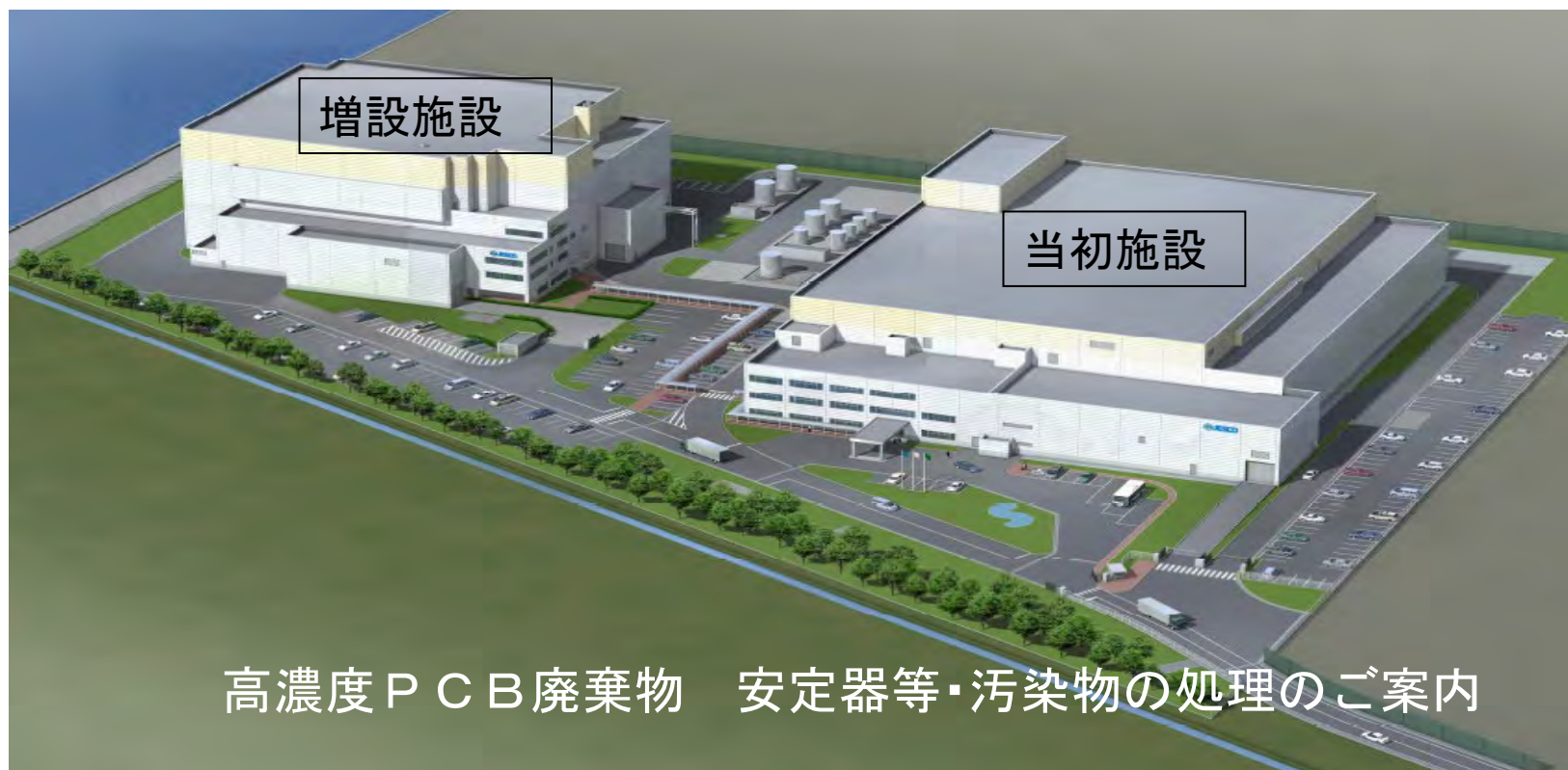


【岩手県】 安定器等・汚染物の 登録・処理委託手続きについて

2023.11



中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
Japan Environmental Storage & Safety Corporation, Hokkaido Facility

安定器等・汚染物 登録・処理委託手続き 目次

1. 高濃度PCB廃棄物の処理手続きの流れ
2. 高濃度PCB廃棄物の分類とJESCO登録区分
3. 安定器等・汚染物の登録手続きについて
4. 処分期限
5. 処理委託契約書の締結手続きについて
6. 処理料金のお支払いと搬出運搬日の調整
7. 安定器等・汚染物の収集運搬について
8. お願い事項

1. 高濃度PCB廃棄物の処理手続きの流れ

【保管者様 ↔ JESCO】

JESCOへ**廃棄物情報**を登録



保管者様へ登録確認書(登録番号)



「中小企業者等軽減制度」申請

↓ 非該当者様は、直接次の契約STEPへ

PCB処理委託契約 締結



処理料金のお支払い(前払い)

■収集運搬

搬入

【JESCO北海道PCB処理事業所】



①PCB無害化処理完了
(マニフェストD票)



②最終処分場での処分完了
(マニフェストE票)

【保管者様 ↔ 収集運搬事業者】

「収集運搬事業者リスト」から

保管者様自らが選定

* 見積取得・現物確認・補修依頼 等



収集運搬契約 締結



収集運搬事業者から**搬出日**の連絡



保管事業場からの搬出



処理料金のお支払い(搬入後払い)

※PCB特措法に基づく行政への届出(E票、D票の写し添付)も必ず行ってください

2. 高濃度PCB廃棄物の分類とJESCO登録区分

保管又は使用中のPCB廃棄物の種類	登録区分
<p>(1) 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類</p> <p>(2) PCB油</p> <p>(3) PCBが付着した金属製の保管容器 ※ただしPCB油について、試薬・サンプル油等少量のものは、「搬入荷姿登録」をお願いします。</p>	<p>「機器等登録」</p>
<p>(1) 照明器具(蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯)の安定器類</p> <p>(2) 1台あたり3kg未満の小型電気機器 (低圧トランス類・低圧コンデンサ類)</p> <p>(3) ウェス(PCB油を拭いた布・紙等)</p> <p>(4) 汚泥(PCB油に汚染されたもの)</p> <p>(5) その他の汚染物(例:砂利・シール材・コンクリート殻ほか)</p> <p>(6) PCB油が付着した樹脂製の保管容器</p>	<p>「搬入荷姿登録」</p> <p>(計画的処理完了期限内)</p>

※特殊事情で登録方法の確認が必要な場合は、事前に営業担当(☎03-5765-1197)へ。

3. 安定器等・汚染物の登録手続について

「**搬入荷姿登録**」 ⇒ 照明器具の安定器類・1台あたり3kg未満の小型電気機器
・ウエス・汚泥・その他の汚染物 等

- 1) 登録申込用紙をJESCOのHPからダウンロード または 後頁添付から印刷
* 詳細はJESCOのHPの「安定器等・汚染物調査票記入要領」をご参照
- 2) 安定器類はPCB含有等の仕分け分別を先ず行う
- 3) 搬入可能な密閉容器(ドラム缶・ペール缶)に保管収納する
* 重量測定・写真撮影も併せて行う
- 4) 登録申込用紙に記入
 - ・**搬入荷姿登録申込書(総括表)**
 - ・**搬入荷姿登録調査票(様式5)**
- 5) **写真**(保管場所・容器内の廃棄物確認・蓋の形状確認・重量実測)を添付
- 6) 上記、4)および5) をJESCO登録担当へ郵送

* 可燃物(PCB濃度100,000mg/kg以下)に関しては、令和2年4月以降は無害化処理認定事業者での処理が可能となりました。

【登録申込用紙(搬入荷姿登録申込書・調査票)のダウンロード手順】

- ① 「JESCO」と検索し、② 「PCB廃棄物処理をご検討の方へ」をクリック



The screenshot displays the JESCO website interface. At the top left is the JESCO logo with the text "中間貯蔵・環境安全事業株式会社". To the right of the logo are links for "本文へ", "文字サイズ 標準 拡大", "English", "サイトマップ", and "アクセスマップ". A search bar is located on the far right. Below the header is a navigation menu with four items: "会社情報", "中間貯蔵事業", "PCB廃棄物処理事業", and "JESCOの取り組み". The main content area features a large banner image of an industrial facility with the text "PCB廃棄物の確実な処理を進めています". A red arrow points from the text in the instructions to a blue button at the bottom of the banner that says "PCB廃棄物処理をご検討の方へ". To the right of this button is another button labeled "入札契約情報".

【登録申込用紙(搬入荷姿登録申込書・調査票)のダウンロード手順】

- ③ 「Step2 PCB廃棄物の登録(登録書式のダウンロード)」のブロック内にある「登録書類のご案内(書式ダウンロード)」をクリック



【登録申込用紙(搬入荷姿登録申込書・調査票)のダウンロード手順】

- ④ 廃棄物を保管されている都道府県が岩手県なので、
事業区域選択で「北海道事業区域」をクリック

登録書類のご案内 (書式ダウンロード)

[1] 廃棄物を保管されている都道府県から事業区域をお選びください。
(事業区域をクリックください)

北九州事業 区域	大阪事業 区域	豊田事業 区域	東京事業 区域	北海道事業 区域
鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県、徳島県 香川県、愛媛県 高知県、福岡県 佐賀県、長崎県 熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県 沖縄県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	北海道、青森県 岩手県、秋田県 宮城県、山形県 福島県、茨城県 栃木県、群馬県 新潟県、富山県 石川県、福井県 山梨県、長野県

北九州事業区域

北海道事業区域


A red arrow points from the instruction text to the '北海道事業区域' column in the table.

登録書類のご案内（北海道事業区域）

[2] 保管されている廃棄物から登録制度をお選びください。（AかBかのどちらかを廃棄物の状態等により、登録区分を変更していただくこともあります。

【登録申込用紙（搬入荷姿登録申込書・調査票）のダウンロード手順】

⑤ **B** 「搬入荷姿登録」 制度の対象となる PCB廃棄物」をクリック



A 「機器等登録」制度の対象となるPCB廃棄物

- (1) 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類
- (2) PCB油
- (3) PCBが付着した金属製の保管容器

※ただし、PCB油について、試薬・サンプル油等、少量のものは、下記「B」

- (5) でご登録をお願いいたします。

B 「搬入荷姿登録」制度の対象となるPCB廃棄物

- (1) 照明器具（蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯）の安定器類
- (2) 1台あたり3kg未満の小型電気機器（低圧トランス類・低圧コンデンサ類）
- (3) ウエス（PCB油を拭いた布・紙等）
- (4) 汚泥（PCB油に汚染されたもの）
- (5) その他の汚染物（例：少量の試薬・サンプル油・砂利・シーラ材・コンクリート殻ほか）
- (6) PCBが付着した樹脂製の保管容器

※安定器等における「予備登録」終了のお知らせ → 詳細は[こちら](#)

【登録申込用紙(搬入荷姿登録申込書・調査票)のダウンロード手順】

- ⑥ **3. 「搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)」様式5**です。
ダウンロードしてご記入下さい。
- ⑦ 1. 「安定器等・汚染物調査票記入要領」もご参照下さい。

■ 安定器等・汚染物の登録書式(北海道事業区域)

<廃安定器を保管されている方へ>

廃安定器のPCB使用・不使用の分別等促進のお願い

安定器等・汚染物の登録手順について

- | | |
|--|-----------------------|
| 1. 「安定器等・汚染物調査票記入要領」  | ⇨ 書類のご記入方法等ご説明資料 |
| 2. 「安定器等・汚染物登録約款」  | ⇨ ご登録にあたっての約款 |
| 3. 「搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)」様式5  | ⇨ 「搬入荷姿登録」の申込様式はこちら |
| 4. 「安定器等・汚染物の登録について
(「調査票記入要領」簡略版)」  | ⇨ 書類のご記入方法等ご説明資料(簡略版) |

書類送付先はこちら

搬入可能な容器

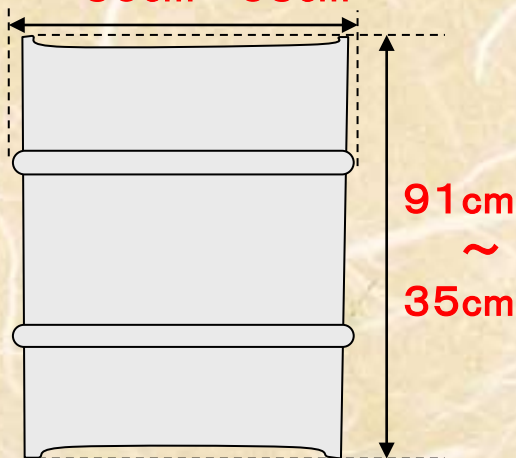
天ぶたをした状態で外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉できる金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶

<注意>

- ・ 天ぶたにガスケットを装着し、クロージングリング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉(錆や傷等で密閉性が損なわれたものは不可)
- ・ 1缶当たりの総重量は、500kg以下(350kg程度を目安)

搬入可能なドラム缶・ペール缶の寸法(バンド含む)

30cm～63cm



ドラム缶・ペール缶の密閉方法



○ バンドタイプのドラム缶・ペール缶



× 天板固着式のドラム缶・ペール缶は、契約や運搬の際に中身の確認ができない。



× ラグタイプのペール缶は、開閉の際の変形で密閉性が保てなくなる。

《推奨》・ドラム缶の場合、JIS Z 1600に定めるM級の鋼製ドラム缶(板厚1.2mm)

・ペール缶の場合、20L又は27L缶

割引対象となる「指定容器」

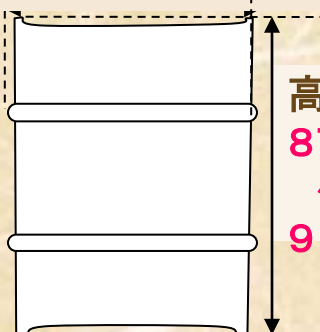
＜指定容器の条件＞

天ぶたをした状態で外径が55～63cm、高さが87～91cmの鋼製オープンヘッドドラム缶（例：JIS Z 1600規格）。

指定容器の寸法

外径（バンド含む）

55cm～63cm



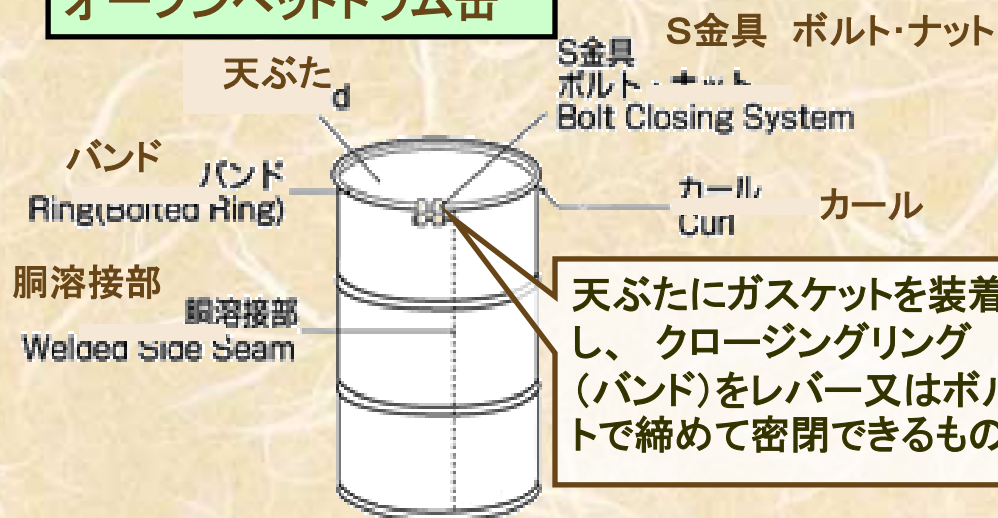
高さ

87cm

～

91cm

オープンヘッドドラム缶



天ぶたにガスケットを装着し、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密閉できるもの

この容器で搬入される場合、1缶あたりの処理料金から616,000円を差し引きます。

ただし、以下のものは割引を受けられないのでご注意ください！！

- × ステンレス缶（注：塗装されていないドラム缶は、ステンレス缶の可能性有り）
- × 特殊な加工を行ったドラム缶
- × PCB油が漏れた油溜まりが視認できる汚染されたドラム缶
- × 夾雑物を含んだPCB油、塗料、水等液状のものを入れたドラム缶

搬入荷姿登録申込書(総括表) 記入例1/2

搬入荷姿登録申込書(安定器等・汚染物)

(総括表)

2023年11月20日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

〒XXX - XXXX

保管事業者住所 岩手県●●市●●町●● ●●●●●●●●●●

保管事業者名 株式会社●●工業

代表者(役職・氏名) 代表取締役社長 ●●●● 印

安定器等・汚染物登録約款の内容を確認し、同意した上で、搬入荷姿登録に申込いたします。

1・保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職	環境安全部 環境担当 係長	ふりがな	●●●● ●●●
	電話番号	OXX-XXX-XXXX	FAX番号	OXX-XXX-XXXX
			担当者名	●● ■男

2・保管事業場(廃棄物等保管場所)

1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)

保管事業場名	株式会社●●工業 ●●事業所			
住所	〒XXX - XXXX 岩手県●●郡●●町●● ●●●●●●●●●●			
連絡先	担当部署・役職	工務課	ふりがな	●●●● ●●●
	電話番号	OXX-XXX-XXXX	FAX番号	OXX-XXX-XXXX
			担当者名	●● ▲郎

搬入荷姿登録申込書(総括表) 記入例2/2

3. 登録確認書等送付先(口にレ点を記入)

1. 保管事業者宛

2. 保管事業場宛

3. その他(送付先を以下に記入)

送付先名				
送付先住所	〒 —			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
	電話番号		担当者名	
			FAX番号	

4. 登録区分(以下のいずれかを選択し、選択した方の口にレ点を記入ください)

新規の搬入荷姿登録申請

予備登録した廃棄物を**すべて**搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)

b

予備登録した廃棄物の**一部を**搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)→「様式4 変更・追加申請用」を提出ください。

5. 処理委託希望物

別紙 搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物) 様式5 参照

【申込缶数 ドラム缶(**1**)缶 ペール缶()缶】

6. 調査機器等の写真

・「安定器等・汚染物登録調査票記入要領」の必要書類の記入要領 2. 搬入荷姿登録調査票の記入要領 [3]安定器等・汚染物の写真撮影(14ページ)
を参照の上撮影いただき、本表提出時に添付願います。

7. その他の注意事項、備考

--

写真添付例

- | | | |
|----------------|---|---------|
| 1. 保管場所全体の写真 | ∴ | 1登録に1枚 |
| 2. 容器内が確認できる写真 | ∴ | 1缶ごとに1枚 |
| 3. 蓋の形状が分かる写真 | ∴ | 1缶ごとに1枚 |
| 4. 重量を証明する写真 | ∴ | 実測ごとに1枚 |

1. 保管場所全体の写真

【1登録に1枚】



2. 容器内が確認できる写真

【1缶ごとに1枚】






3. 蓋の形状が分かる写真

【1缶ごとに1枚】



写真添付例(重量証明用)

4. 重量を証明する写真(実測方法の種類①~③)		
① 容器ごと実測	② 同じ種類の1台を実測	③ 複数台を実測
容器ごと実測可能な場合	種類分けできている場合	種類分けが困難な場合
 <p>※必ず蓋を含めて撮影してください。</p>		
<p>①~③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。</p>		
<p>< 総重量 ></p>		
目盛の重量	1台の重量×台数の合計重量 + 容器重量	複数台実測の合計重量 + 容器重量

【登録書類送付先】

〒105-0014

東京都港区芝1-7-17（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB処理営業部 登録担当

（☎03-5765-1935）



登録が完了しましたら、登録担当より「登録確認書」（**C**で始まる登録番号「中小企業者等軽減制度」申請に必要）を書面で郵送いたします。

【営業担当】

〒105-0014

東京都港区芝1-7-17（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所営業課東京事務所

岩手県担当 加納雅人（☎03-5765-1197 ☎080-9555-7746）

4. 処分期限（北海道PCB処理事業所エリア）

◆変圧器・コンデンサー・PCB油・保管容器

令和4年(2022年)3月31日

◆安定器等・汚染物

令和5年(2023年)3月31日

改正PCB廃棄物特措法上の処分の法定期限は上記の通りですが、
万が一高濃度PCB廃棄物が発見された場合は、下記にご相談下さい。

【岩手県内】 岩手県 環境生活部 資源循環推進課

TEL:019-629-5366 PCB廃棄物担当

【盛岡市内】 盛岡市 環境部 廃棄物対策課

TEL:019-626-7573 PCB廃棄物担当

5. 処理委託契約書の締結手続について

- ① 契約書作成に必要な書類等が弊社に到着後、内容精査の上、問題がなければ契約書を作成致します。
- ② 契約書は、弊社にて2通作成し、郵送致します。
- ③ お客様に届いた契約書は、1通に印紙を貼付・消印、契約書2通に押印をされ、2通とも返送願います。
- ④ 返送された契約書は、JESCO分の印紙を貼付・消印、契約書2通に押印し、お客様分のみ返送致します。
- ⑤ 契約書返送時、請求書を同封致します。
- ⑥ 契約書は、契約締結日から5年間保管願います。

6. 処理料金のお支払いと搬出運搬日の調整

- ① JESCOと処理委託契約締結後、請求書を郵送いたしますので、お支払いの準備をお願いいたします。
処理料金は、前払いでお願いしております。
- ② JESCOとの契約締結と併せて、収集運搬事業者との収集運搬契約を締結をして下さい。
- ③ 搬出運搬日は、収集運搬事業者より皆様方へご連絡いたします。

7. 安定器等・汚染物の収集運搬について

7-1. 収集運搬事業者について

- 行政の許可とJESCOの入門許可を受けた収集運搬事業者が、JESCOの処理施設にPCB廃棄物を運搬できます。
- 許可を得た収集運搬事業者は「**県別本州地区収集運搬事業者連絡先【岩手県】**」のリストをご覧ください。
- 収集運搬事業者の選定は、保管者様ご自身で連絡をとりお見積書等を取得の上、決定して下さい。決定されましたら「**収集運搬事業者決定通知書【岩手県】**」をJESCOにご一報下さい。

7-2. 収集運搬作業の概要

① 運搬容器(インナートレイ)への積み込み



② インナートレイへの積み込み開始



③ トレイ内の漏れ対策に吸収材を入れる



④ 積み込み完了、シート掛け



7-3. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

7-3-1 マニフェスト見本

排出事業者(保管事業者による記入事項)

搬出年月日

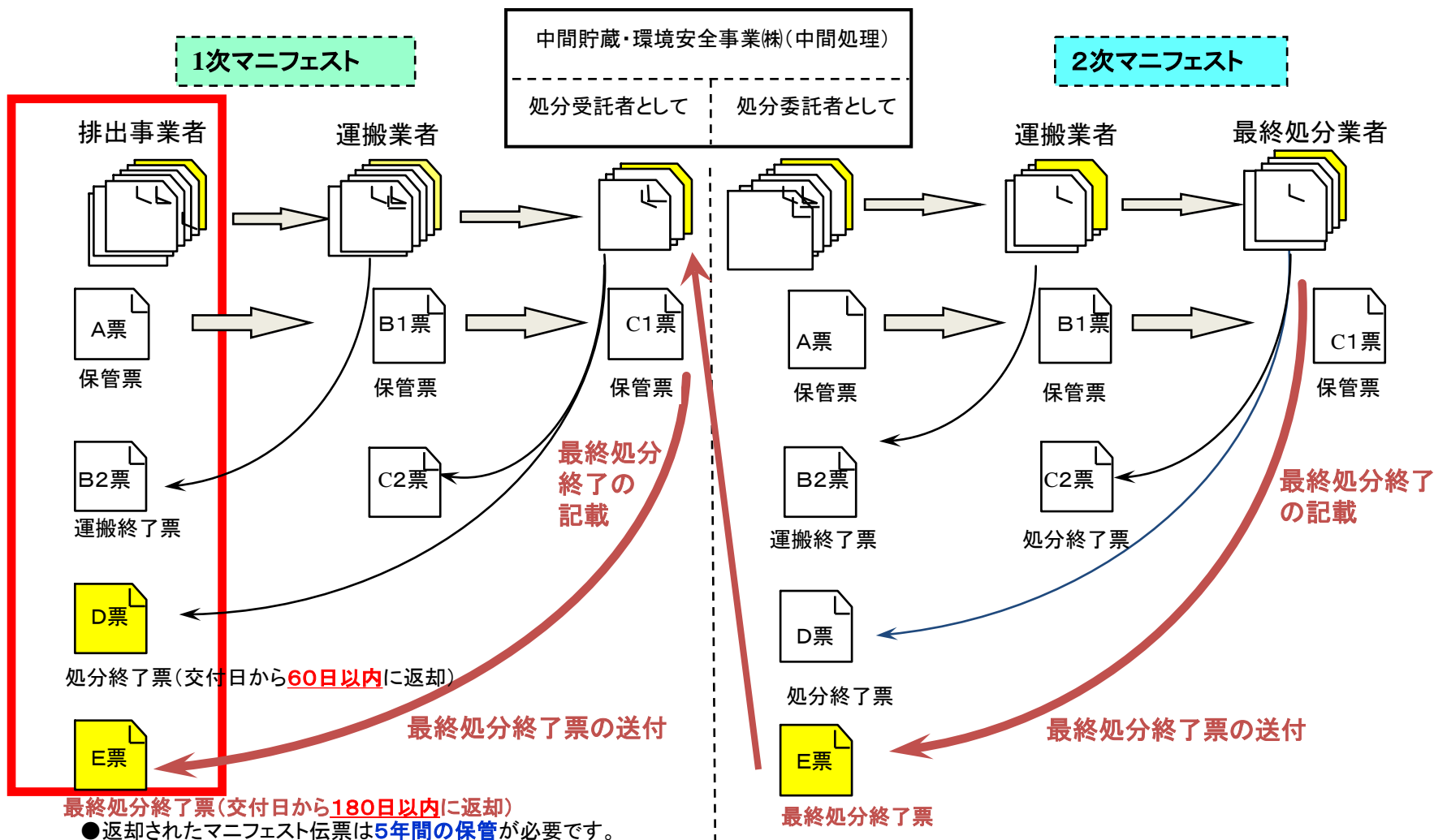
交付者氏名自署、捺印

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
交付年月日	平成 年 月 日	文書番号	40052719011
排出事業者	氏名又は名称 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 000-00-0000 ○○県○○市0000	受領者	氏名 ○○株式会社○○倉庫 住所 〒 000-0000 電話番号 000-00-0000 ○○県○○市○○町000番地
産業廃棄物の種類	種類 PCB 産業廃棄物の名称 PCB廃棄物	数量(及び単位)	両面
中間処理施設名	管理票文書(処分委託書)の氏名又は名称及び管理票の交付者欄に記入し、 一 検査記録の欄より 二 当欄記載の欄より		
最終処分場の場所	一 氏名/所在地/電話番号 二 委託契約書記載の欄より 三 当欄記載の欄より		
運送業者(区間1)	氏名又は名称 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 00-000-0000 ○○県○○市000番地	運送業者の名称	○○株式会社 ○○支店 ○○倉庫 住所 〒 000-0000 電話番号 00-000-0000 ○○県○○市○○町000
運送業者(区間2)	氏名又は名称 ○○株式会社 住所 〒 000-0000 電話番号 00-000-0000 ○○県○○市000番地	運送業者の名称	日本貨物鉄道株式会社 ○○駅構内 住所 〒 000-0000 電話番号 0000-00-0000 ○○県○○市○○丁目00
運送業者(区間3)	氏名又は名称 日本貨物鉄道株式会社 住所 〒 102-0072 電話番号 03-3239-9323 東京都千代田区数田橋三丁目13番1号	運送業者の名称	日本貨物鉄道株式会社 東室蘭駅構内 住所 〒 050-0081 電話番号 0148-44-5434 北海道室蘭市日の出町1丁目無番地
処分業者	氏名又は名称 日本環境安全事業株式会社 住所 〒 105-0014 電話番号 03-5765-1911 東京都港区芝一丁目7番17号	処分業者の名称	
運送業者の区間(区間1)	氏名又は名称 (運送業者の氏名)	受領日	平成 年 月 日 午後 時 分
運送業者の区間(区間2)	氏名又は名称 (運送業者の氏名)	受領日	平成 年 月 日 午後 時 分
運送業者の区間(区間3)	氏名又は名称 (運送業者の氏名)	受領日	平成 年 月 日 午後 時 分
処分業者	氏名又は名称 (処分業者の氏名)	受領日	平成 年 月 日 午後 時 分
運送業者が行った場所	氏名/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所によっては委託契約書記載の場所)		
備考	運送(区間4)○○株式会社 〒000-0000 電話 00-000-0000 ○○県○○市000番地		
備考	運送(区間5)北海道事業所 北海道室蘭市朝崎町1丁目9番地8		
発行元	発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会		
組合確認	B 平成 年 月 日 C 平成 年 月 日 D 平成 年 月 日 E 平成 年 月 日		

7-3-2 マニフェストの流れ

(制度の趣旨)

- 事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、**処理業者にマニフェストを交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受ける**ことにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度。(廃棄物処理法第12条の3)



7-4. 「収集運搬情報交換広場」のご案内

収集運搬の選定を支援するアプリの紹介です（ご興味ある方は是非ご利用ください）

- ▶ 利用料は必要ありません。無料です。
- ▶ 簡単便利。対応可能な収集運搬業者や、見積依頼に必要な情報をアプリが自動準備。
- ▶ 複数の収集運搬事業者に対し、定型文の利用で、容易に一括見積依頼が可能。
- ▶ 見積の回答状況や金額比較が一覧で確認可能。
- ▶ スマートフォン(タブレット)等、外出先での利用も可能。
- ▶ 保管事業者様、収集運搬事業者様のどちらからでもアプローチ可能。
- ▶ TELに煩わされることなく、都合に合わせて確認・連絡ができる。
- ▶ 情報セキュリティ対策万全。見積依頼されるまで個人情報とは非開示なので安心安全

スマホ画面例



パソコン画面例



【利用するには？】

- ①PC等でご利用される場合は、裏面の<利用申請頁>URLへ直接アクセスください。
スマホ等でご利用される場合は、QRコードを読み取りますと、<利用申請頁>へ誘導されます。
- ②<利用申請頁>に必要事項(パスワード等)を入力送信します。※保管場所干番号とJESCO登録番号ご用意ください。
- ③<利用申請頁>の入力情報とJESCO登録情報とを照合し、一致確認後に<利用登録完了メール>送信します。
- ④<利用登録完了メール>受信後は、ご自身設定のパスワードで「収集運搬情報交換広場」にログインし利用できます。

QRコード&URL（利用申請用）



<https://jesco.sanpainet.or.jp/start>

↑ PC等でご利用される場合、
上記URLを直接入力し＜利用申請頁＞へアクセスください。

【収集運搬情報交換広場の問い合わせ先】

pcb-info@sanpainet.or.jp

03-4355-0159（平日 10時～17時）

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団

8. お願い事項

8-1 「保管事業者情報」の確認

登録いただいた「保管事業者情報」に書かれている住所、氏名、連絡先等が変更されていないかご確認下さい。この「保管事業者情報」が契約書に反映されます。

変更・訂正は、記入例をご参考に行ってください。

登録情報 変更依頼書	営業担当所属	北海道PCB処理事業所	作成日	平成 年 月 日
	JESCO担当	印	保管事業者 (確認者・担当者)	

保管事業者情報 変更がある場合は変更箇所には二重線を引き、正しい情報をご記入ください。

登録番号	s0000XXXXX
保管事業者ID	h0000XXXXXX
保管事業者名	ポリ塩化処理株式会社
代表者	代表取締役社長 環境 三郎
住所	〒050-0087 北海道札幌市胆振町7番地14
保管事業者担当者	環境安全部課長 環境 次郎
T E L	0143-123-7008
F A X	0143-123-3001
保管事業場名	ポリ塩化処理株式会社 北海道工場
保管事業場住所	〒050-0087 北海道札幌市胆振町7番地14
事業場ID	0060000YYYY
保管事業場担当者	環境安全部課長 環境 次郎
T E L	0143-123-7008
F A X	0143-123-3001

保管事業者情報

変更がある場合は変更箇所にも二重線を引き、正しい情報をご記入ください。

登録番号	s0000XXXXX
保管事業者ID	h0000XXXXXX
保管事業者名	ポリ塩化処理株式会社
代表者	代表取締役社長 環境 三郎
住所	〒050-0087 北海道札幌市胆振町7番地14
保管事業者担当者	環境安全部課長 環境 次郎
TEL	0143-123-7008
FAX	0143-123-3001

朱記訂正願います

黄色部分は、
契約書・マニフェストに
反映されます。

保管事業場名	ポリ塩化処理株式会社 北海道工場
保管事業場住所	〒050-0087 北海道札幌市胆振町7番地14
事業場ID	0060000YYYY
保管事業場担当者	環境安全部課長 環境 次郎 ← 環境 三郎
TEL	0143-123-7008
FAX	0143-123-3001

届出者	ポリ塩化処理株式会社 北海道工場
届出者住所	〒050-0087 北海道札幌市胆振町7番地14
届出者名	環境安全部課長 環境 次郎 ← 環境 三郎

書類送付先に、
契約書等の郵送物が
届きます。

書類送付先	保管者	ポリ塩化処理株式会社 北海道工場
		〒050-0087 北海道札幌市胆振町7番地14
		環境安全部課長 環境 次郎

8-2. 登録した「搬入荷姿登録調査票」の確認

登録いただいた「搬入荷姿登録調査票」に書かれている数量情報等が正しいか確認して下さい。
 違っている場合は、記入例を参考に変更願います。

処理事業区域 北海道PCB処理事業所

※下記登録内容に変更がある場合は、変更箇所にご登録を引、正しい情報をご記入下さい。

登録情報 委託者情報	事業担当所属 JESCO担当者	北海道PCB処理事業所 加納 雅人	作成日 保管担当者 (姓・名・姓)	令和 年 月 日	印
---------------	--------------------	----------------------	-------------------------	----------	---

登録番号: C0000XXXX

搬入荷姿登録調査票 (安定器等・汚染物)

印刷日: *****

保管事業者名: 環境整備株式会社

保管事業場名: 環境整備株式会社 宮古工場

事業場住所: 岩手県宮古市●●●町X-XX-XXX

PCB不使用安定器の仕分け
全体集計

PCB不使用安定器の分別(総合数)

コンデンサを取り外した後のコンデンサ
外付け型安定器の残部材(総合数)

PCB不使用安定器(総重量Kg)

コンデンサを取り外した後のコンデンサ
外付け型安定器残部材(総重量Kg)

個体管理 番号	登録 区分	番号 (α)	特種注 番号	廃棄物情報							搬入容器						重量確認 方法	廃安定器の仕分け				備考			
				品名	安定器等・汚染物 種類	1個当たりの重量 (kg)	台数	重量 小計 (kg)	にじみ ・漏れ	蒸気物等	重量計 (kg)	容器種類	容器 材質	容量 (L)	寸法(cm)			容器の 状態	容量重量 (kg)	総重量 (容器込) (kg)	PCB不 使用安 定器の 分別		外付け コンデ ンサの 取り外 し	仕分け 作業日	実測の 仕分け 作業者名
															外径 (重を含む)	高さ (重を含む)									
I000YYYYY	搬入 荷姿	α0001	1-1他	安定器・安定器 用コンデンサー	蛍光灯安定器	332	489.95	無	無	472.80	ドラム缶	鋼製	200	60	90	良好	22.8	472.80	複数台をまと めて実測(容 器のみ指定)	対応済	対応済	2021/XX/XX	株式会社環境商 会		
					安定器用コンデンサ	19	2.85	無	無																
I000KXXXX	搬入 荷姿	α0002	2-1	蛍光灯安定器	蛍光灯安定器	2,09	163	423.89	無	無	423.80	ドラム缶	鋼製	200	60	90	良好	22.8	446.60	複数台をまと めて実測(容 器のみ指定)	対応済	対応済	2021/XX/XX	株式会社環境商 会	
I000AAAAA A	搬入 荷姿	α0003	2-2	蛍光灯安定器	蛍光灯安定器	38	81.59	無	無	108.39	ドラム缶	鋼製	200	60	90	良好	22.8	130.30	複数台をまと めて実測(容 器のみ指定)	対応済	対応済	2021/XX/XX	株式会社環境商 会		
					水銀灯安定器	7	44.80	無	無																
I000SSSSS	搬入 荷姿	α0004	3-1他	安定器等	蛍光灯安定器	49	31.30	無	無	368.45	ドラム缶	鋼製	200	80	90	良好	24	390.40	複数台をまと めて実測(容 器のみ指定)	対応済	対応済	2021/XX/XX	株式会社環境商 会		
					水銀灯安定器	97	272.15	無	無																

朱記訂正願います

8-3. お願い事項の再確認

- ① 写真添付をいただく際には、エクセルに張り付けたデジカメ画像のカラー写真でお願いいたします。（プリントでも可）
- ② 保管事業者情報の朱記訂正された書類（訂正がある場合）
- ③ 搬入荷姿登録調査票の朱記訂正された書類（追加、訂正がある場合）
　　<提出期限> **朱記訂正された場合は、早めのご提出をお願いいたします。**
　　ご提出いただいた書類を精査させていただき、受入時期の調整が必要な場合にはJESCOよりご連絡させていただきます。
- ④ 安定器等・汚染物は、搬出前に収集運搬事業者がドラム缶又はペール缶を開封し、登録内容の確認作業とドラム缶の天蓋に内容物の表示を実施しますのでお立ち合い、ご協力をお願いいたします。
- ⑤ 収集運搬事業者決定通知書を弊社にFAXまたは(郵送)連絡下さい。
　　ご不明な点は電話にてご相談下さい。(TEL:03-5765-1197)

安定器等・汚染物のチェックの際には、取扱いに充分ご注意願います。

中小企業者等軽減制度 中小認定手続について

目次

1. 中小企業者等軽減制度の概要	4
2. 軽減制度の対象となる方(中小認定基準)	5~6
3. お申込みに必要な添付書類	7
4. 申請方法・助成金の受領	8
5. お申し込みにあたっての確認事項	9
6. 審査結果通知後の注意事項	10
7. お問い合わせ先	11

【はじめに】

中小企業者等軽減制度 の軽減を受けるにあたっては、
合計2回の申請 が必要となります。

- (1) 中小認定を受けるための「**1回目申請**」と、
- (2) 収集運搬費助成金を受け取るための
支払い請求申請である「**2回目申請**」です。

ここでは (1) 中小認定の「**1回目申請**」をご案内します。

【パンフレット】と【申込用紙】をあわせてご覧ください

平成30年度
省令改正版

中小企業者等の
方々の処理費用
を軽減します。




中間貯蔵・環境安全事業株式会社

平成30年度
省令改正版

中小企業者等軽減制度

申込書様式

1. お申込みにあたっての注意点
2. お申込みに必要な書類一覧
3. 様式1（会社等事業者用）
4. 様式2（個人用）



2018.

1. 中小企業者等軽減制度の概要

1. 概要

中小企業者等に該当する保管事業者のPCB廃棄物 **処理費用** および **収集運搬費用等** について、申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用する **PCB廃棄物処理基金** からの助成金及び国からの **国庫補助金(処理費用軽減分のみ)** による費用負担軽減措置を適用。

2. 対象PCB廃棄物

変圧器、コンデンサー、PCB油類、安定器・汚染物等、保管容器

3. 対象外となるPCB廃棄物

低濃度〔PCB濃度0.5mg/kg超～5,000mg/kg(紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類等は100,000mg/kg)〕のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油を含む電機機器、当該絶縁油が染み込み、付着した廃棄物

4. 処理料金

① 処理費用 および 収集運搬費用等の70%が軽減

※処理費用については、早期登録・調整協力割引、特別登録割引と併用できます。

- (1)会社(株式・有限・合資・合名・合同)
- (2)個人事業主
- (3)中小企業団体等
- (4)法人※会社・中小企業団体を除く

② 処理費用 および 収集運搬費用等の95%が軽減

※処理費用については、早期登録・調整協力割引、特別登録割引と併用できます。

- (5)個人

2. 軽減制度の対象となる方(中小認定基準)

処理委託契約の締結時において、(1)～(5)のいずれかに該当していること。

(1) 次表において業種ごとにA又はBの基準を満たす会社

ただし、大企業者(下の表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社)が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)

は大企業者としてみなされ、対象外となります。また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないことも条件となります。

*完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。完全支配関係の確認についてはP12で図解で説明をします。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

(2) 前表において業種ごとにBの基準を満たす個人事業主

(3) 次の中小企業団体等

- 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)
- 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が(1)のいずれかに該当する者であるもの(農業協同組合、漁業協同組合等)

(4) 法人(会社(株式・有限・合資・合名・合同)、中小企業団体を除く)

- 常時使用する従業員の数が100人以下の法人。
- 常時使用する従業員の数が、前表において、業種ごとにBの基準を満たす法人。

(5) 個人等

- 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった個人(※個人事業主を除く)
- 清算又は破産手続中の法人(※申込書は様式1を使用)

3. お申込みに必要な添付書類

		商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他
中小企業者	(1)会社(株式・有限・合資・合名・合同)	 (法人登記簿)	 (法人税申告)	
	(2)個人事業主		 (所得税申告)	
	(3)中小企業団体等	 (法人登記簿)		 (定款・組合員名簿 ※1)
(4)法人 ※会社・中小企業団体を除く		 (法人登記簿)	 (法人税申告)	 (従業員数を証する書類※2) (主たる業種を証する書類※3)
(5)個人	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	 前保管者が法人 (閉鎖謄本※4)	 前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	 破産管財人 (管財人証明書)
	上記以外の個人			 所得証明書※5、所得税申告書、自治体への特措法届出の写、誓約書

申込書と添付書類は 正副合計2部ご用意ください

- ・提出書類はお返しできませんので、ご了承ください。
- ・中小企業者等軽減制度以外には使用いたしません。
- ・必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともあります。

- ※1・・・特別な法律により設立された組合又はその連合会の方で、構成員の確認を必要とする場合は提出していただくことがあります。
- ※2・・・外部に提出している公的な書類(法人事業概況説明書 等)
- ※3・・・公益社団・財団法人、一般社団・財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です。(サービス業、小売業、卸売業を除く)
- ※4・・・法務局(登記所)で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には別途書類が必要です。
- ※5・・・証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。
- ※6・・・清算・破産手続き中の法人の場合は(1)(3)(4)と同様の添付書類が必要となります。

4. 申請方法・助成金の受領

○中小企業者等軽減制度申込書(様式1または様式2)とP7の申請区分に応じた必要添付書類を正・副2部(申込書含む)をJESCOの中小軽減窓口まで郵送にて申請してください。(1回目申請)

(申請書類送付先)

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階
中間貯蔵・環境安全事業(株)PCB処理営業部 中小軽減窓口

申請書類内容に問題がなければ、1ヶ月程で審査結果通知を文書にて送付いたします。
この通知により中小認定となります。(軽減額はこの時点では未確定)

○処理費用については、**JESCOとの処理契約時に、すべての軽減額を差し引いた額で契約・処理料金の支払い**となります。(処理料金は基本的に処理前払い)

処理費用の助成金に関しては、この時点で軽減額確定・受け取りとなります。

○収集運搬費用については、収集運搬事業者との運搬契約後、**一度運搬料金を全額支払います。中間処理完了後(マニフェストD票受領)に実績に基づきJESCOに支払請求をしてください。(2回目申請)**

JESCOより交付額確定通知書受領後(軽減額確定)、助成金受け取りとなります。

助成金は指定の口座に入金いたします。(東京都内の安定器保管分は手順が異なります。)

※支払請求の詳細については、1回目申請の審査結果通知送付時に、ご案内を同封いたします。

弊社ホームページでも概要の確認ができます。

5. お申込みにあたっての確認事項

～申込書提出前に下記の点をもう一度ご確認ください～

➤ 申込日や押印を忘れていませんか？

*右下にある申込者・代表者氏名欄には、**正・副とも代表者印の押印が必要**です。

➤ ご提出書類は全て正副合計2部そろっていますか？

*商業登記簿謄本(現在事項全部証明書もしくは履歴事項全部証明書)は**発行から3ヶ月以内の原本1部**とその写しが必要です。

➤ 各申請形態ごとの添付書類はそろっていますか？

*廃業個人として申請なさる方は発行から3ヶ月以内の閉鎖謄本(原本1部とその写し)が必要です。

➤ 法人税確定申告書、所得税確定申告書には税務署受付印が必要です

*税務署の受付印がない場合(電子申請を行っている方や、税理士などを介して申告している方など)は、確定申告をしたことが分かる付属書類を確定申告書と併せて添付してください。

➤ 会社の方は「株主・出資関係欄」を記入されていますか？

大企業者からの出資等が50%未満であることが証明出来ない場合には別紙にてご提出ください。

6. 審査結果通知後の注意事項【重要】

- 審査結果の有効期間は、通知の日から90日間です。この期間中に弊社との処理委託契約の締結が必要です。
- 契約の有効期間は、契約締結日から1年間です。(搬入遅れにより期間内に処理が完了できない場合は、契約を解除させていただくことがあります。)

7. お問い合わせ先

○中小企業者等軽減制度について(申込書郵送先)

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17住友不動産芝ビル3号館3階
中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」

<中小軽減申請・判定について>

TEL: 0120-808-534または03-5765-1920

FAX: 03-5765-1923

<収集運搬費軽減申請について>

TEL: 0120-346-326

【北海道事業区域用】

搬入荷姿登録申込書(安定器等・汚染物)
(総括表)

年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

〒 ー

保管事業者住所

保管事業者名

代表者(役職・氏名)

印

安定器等・汚染物登録約款の内容を確認し、同意した上で、搬入荷姿登録に申込いたします。

1. 保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職	ふりがな	
		担当者名	
	電話番号	FAX番号	

2. 保管事業場(廃棄物等保管場所) 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)

保管事業場名			
住所	〒 ー		
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	
		担当者名	
	電話番号	FAX番号	

3. 登録確認書等送付先(□にレ点を記入) 1. 保管事業者宛 2. 保管事業場宛 3. その他(送付先を以下に記入)

送付先名			
送付先住所	〒 ー		
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	
		担当者名	
	電話番号	FAX番号	

4. 処理委託希望物

別紙 搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物) 様式5 参照

【申込缶数 ドラム缶()缶 ペール缶()缶】

5. 調査機器等の写真

・「安定器等・汚染物登録調査票記入要領」の必要書類の記入要領 2. 搬入荷姿登録調査票の記入要領 [3]安定器等・汚染物の写真撮影(11ページ)を参照の上撮影いただき、本表提出時に添付願います。

6. その他の注意事項、備考

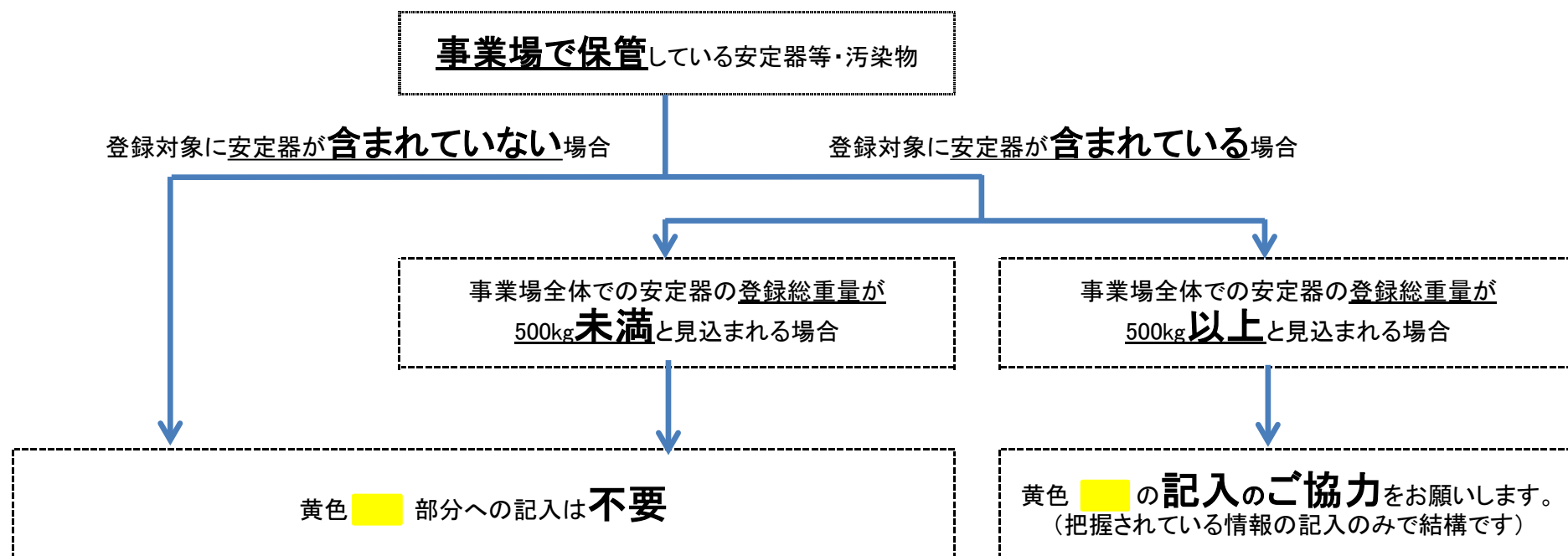
--

「搬入荷姿登録調査票」(様式5)にご記入をいただく際に、お読みください。

廃安定器の搬入荷姿登録にあたっては、登録しようとする事業場に保管されている廃安定器の登録総重量500kgを目安に、「搬入荷姿登録調査票」の記入箇所が異なっております。

以下のフローをご覧ください、記入方法を確認していただきますようお願い致します。

「搬入荷姿登録調査票」(様式5)の記入箇所判別フロー(黄色 ■ 部分への記入の有無)



※ 廃安定器とは、保管中の「蛍光灯安定器」、「水銀灯用安定器」、「安定器(用途不明)」、「防爆形安定器」、「安定器用コンデンサ」を指すものとし、「小型電気機器(3kg未満)」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「ネオトランス」等は含みません。

搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)

保管事業場名

事業場全体での安定器の登録総重量が500kg以上と見込まれる方のみ記入をお願いします。

1. 廃安定器の仕分け全体概況 ※「未対応又は不明」及び「外付けなし」以外を選択した場合、下記の記入をお願いします。

PCB不使用安定器の分別	<input checked="" type="checkbox"/> 全て分別済 <input type="checkbox"/> 一部分別済 <input type="checkbox"/> 未対応又は不明	⇒ AとBを記入	A PCB不使用安定器の分別台数 (10)台	B 分別したPCB不使用安定器の総重量 (25)Kg
外付けコンデンサの取り外し	<input checked="" type="checkbox"/> 全て取り外し済 <input type="checkbox"/> 一部取り外し済 <input type="checkbox"/> 未対応又は不明 <input type="checkbox"/> 外付けなし	⇒ OとDを記入	O コンデンサを取り外した後のコンデンサ外付け型安定器(残部材)の台数 (31)台	D コンデンサを取り外した後のコンデンサ外付け型安定器(残部材)の総重量 (71.3)Kg

2. 安定器等・汚染物の搬入荷姿登録

(注)3kg以上のトランス(ネオトランスを除く)・コンデンサ等は、この用紙(搬入荷姿登録)での登録はできません。検閲等登録をお願いします。

記入コード

※1 安定器等・汚染物種類	1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオトランス 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙
※2 容器種類	10. ウェス 11. 樹脂製容器(注:北九州/北海道事業区域に限る。その他の事業区域は、『機器等登録』で申し込みください) 12. その他(どんなものか記入)
※3 容器材質	1. ドラム缶(100L以上) 2. ベール缶(100L未満)
※4 容器の状態	1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1, 2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。
※5 PCB不使用安定器の分別	0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)
※6 外付けコンデンサの取り外し	0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 ※「分別」とは、保管された廃安定器からPCB不使用安定器を取り除くこと。

※重量計測時の数値を正確にご記入下さい。重量は少なくとも小数点第一位までご記入ください。小数点が表示されない秤をご利用の場合は、整数で結構です。

※『総重量(容器込)』の測定は、次のいずれかの方法をお願いします。
 ①容器ごと計量器で測定 ②台を奥側×個数+容器重量
 ③単数台をまとめて奥側×容器重量
 <注>・容器重量の測定ができない場合は、カタログの値でも結構です。
 ・大型のクレーンスケール等10kg以上の刻みでしか測定できない秤の使用は不可となります。

↓ 容器単位でご記入下さい。

備考 (容器) 番号(※) ※容器単位で記入ください。	廃棄物情報										搬入容器						廃安定器の仕分け				備考	
	A	B	C		D	E	F	G	H	I	J	K	L		M	N	O(※7)	P	Q	R		S
	特措法番号 (記入コード※1)	安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	1台あたりの重量(kg)	台数 ※安定器・ 小型電気 機器のみ 記入	重量 小計 (kg)	にじみ・ 漏れ	選別物等	重量計 (kg)	容器種類 (※2)	容器 材質 (※3)	容量(L)	外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)	容器の 状態 (※4)	容器重量 (kg) (※5を含む)	総重量 (容器 込) (kg) (※6を含む)	PCB不 使用安定 器の分別 (※5)	外付け コンデン サの取り 外し (※6)	仕分け 作業日	実施の 仕分け 作業者名		
記入例		1 (蛍光灯安定器)	2.1	80	126.0	なし	ビニールで梱包されていて外せない	206.0	1 (ドラム缶)	1 (鋼製)	200	60	90	良好	24.0	230	1 (対応済)	0 (未対応)	2022年7月1日	〇〇株式会社		
x0098	13-01	2 (水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし															
x0098		5 (安定器用コンデンサ)	0.2	75	15.0		ビニールで梱包	15.0	2 (ベール缶)	1 (鋼製)	27	30	36	良好	1.6	16.6	2 (不明)	1 (対応済)	2022年7月7日	〇〇株式会社		
x0001	13-01	1 (蛍光灯安定器)	2.1	70	147.0	なし	ビニールで梱包されていて外せない	227.0	1 (ドラム缶)	1 (鋼製)	200	60	90	良好	24.0	251.0	1 (対応済)	1 (対応済)	2022年12月14日	XX株式会社		
x0001	13-01	2 (水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし															
x0002	13-01	1 (蛍光灯安定器)		100		なし	なし		1 (ドラム缶)	1 (鋼製)	200	60	90	良好	24.0	260.0	1 (対応済)	1 (対応済)	2022年12月14日	XX株式会社		

○搬入荷姿登録に必要な写真撮影例

- | | | |
|----------------|---|---------|
| 1. 保管場所全体の写真 | : | 1登録に1枚 |
| 2. 容器内を確認できる写真 | : | 1缶ごとに1枚 |
| 3. 蓋の形状が分かる写真 | : | 1缶ごとに1枚 |
| 4. 重量を証明する写真 | : | 実測ごとに1枚 |

1. 保管場所全体の写真
【1登録に1枚】



2. 容器内を確認できる写真
【1缶ごとに1枚】



3. 蓋の形状が分かる写真
【1缶ごとに1枚】



4. 重量を証明する写真（実測方法の種類①～③）

① 容器ごと実測

容器ごと実測可能な場合



② 同じ種類の1台を実測

種類分けできている場合



③ 複数台を実測

種類分けが困難な場合



①～③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。

< 総重量 >

目盛の重量

1台の重量×台数の合計重量
+ 容器重量

複数台実測の合計重量
+ 容器重量

県別本州地区収集運搬事業者連絡先【岩手県】

令和2年12月1日現在

県別	事業者名	本支店名	住 所		電話	FAX
岩手県	日本通運(株)	盛岡支店 重機建設事業所	〒025-0072	岩手県花巻市四日町3丁目21-45	0198-24-4212	0198-24-8669
	環境通信輸送(株)	信越事業本部	〒381-2247	長野県長野市青木島4-4-9	0120-381-551	026-284-6948
	山九(株)	東北支店 仙台事業所	〒983-0034	宮城県仙台市宮城野区扇町2-1-48	022-232-1139	022-232-1439
	ロジスティード東日本(株)	営業開発部 東北営業開発課	〒983-0034	宮城県仙台市宮城野区扇町3-2-28	022-284-5433	022-236-8166
	サンワリ्यूーツー(株)	PCB推進室	〒448-0002	愛知県刈谷市一里山町家下80番地	0566-35-3060	0566-35-3009
	八戸通運(株)	営業部 営業開発課	〒031-0072	青森県八戸市城下1-1-9(本八戸駅前)	0178-22-0202	0178-44-0128
	丸両自動車運送(株)	環境ソリューション営業部	〒424-0036	静岡県静岡市清水区横砂西町10-6	054-366-1312	054-366-1338
	関口電気(株)		〒278-0012	千葉県野田市瀬戸1-7	04-7189-7268	04-7189-7269
	松田産業(株)	環境ソリューション事業部 ロジスティクス部 物流課	〒350-1328	埼玉県狭山市広瀬台2-16-41	04-2900-0131	04-2900-0138
	赤城鉱油(株)	営業部	〒376-0101	群馬県みどり市大間々町大間々1668	0277-73-0194	0277-73-0131

【FAX : 03-5765-1908】

令和 5 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業(株)

北海道PCB処理事業所 営業課 東京事務所 加納 宛

収集運搬事業者決定通知書 【岩手県】

御 社 名 :

ご担当者名 :

ご登録番号 :

(s または k、t、b、c で始まる番号)

収集運搬事業者を下記の通り決定しましたので、連絡いたします。

県	○印	事業者名
岩手		日本通運(株)
		環境通信輸送(株)
		山九(株)
		ロジスティード東日本(株)
		サンワリユーツー(株)
		八戸通運(株)
		丸両自動車運送(株)
		関口電気(株)
		松田産業(株)
		赤城鉱油(株)

【特記事項】

収集運搬情報交換広場のご案内

収集運搬の選定を支援するアプリの紹介です（ご興味ある方は是非ご利用ください）

- 利用料は必要ありません。無料です。
- 簡単便利。対応可能な収集運搬業者や、見積依頼に必要な情報をアプリが自動準備。
- 複数の収集運搬事業者に対し、定型文の利用で、容易に一括見積依頼が可能。
- 見積の回答状況や金額比較が一覧で確認可能。
- スマートフォン(タブレット)等、外出先での利用も可能。
- 保管事業者様、収集運搬事業者様のどちらからでもアプローチ可能。
- TELに煩わされることなく、都合に合わせて確認・連絡ができる。
- 情報セキュリティ対策万全。見積依頼されるまで個人情報是非開示なので安心安全

スマホ画面例



パソコン画面例



【利用するには？】

- ①PC等をご利用される場合は、裏面の<利用申請頁>URLへ直接アクセスください。
スマホ等をご利用される場合は、QRコードを読み取りますと、<利用申請頁>へ誘導されます。
- ②<利用申請頁>に必要事項(パスワード等)を入力送信します。※保管場所〒番号とJESCO登録番号ご用意ください。
- ③<利用申請頁>の入力情報とJESCO登録情報とを照合し、一致確認後に<利用登録完了メール>送信します。
- ④<利用登録完了メール>受信後は、ご自身設定のパスワードで「収集運搬情報交換広場」にログインし利用できます。

QRコード&URL（利用申請用）



<https://jesco.sanpainet.or.jp/start>

↑ PC等でご利用される場合、
上記URLを直接入力しく利用申請頁へアクセスください。

【収集運搬情報交換広場の問い合わせ先】

pcb-info@sanpainet.or.jp

03-4355-0159（平日 10時～17時）

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

受付日	
受付番号	

申込日	令和 年 月 日	組織区分	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 中小企業団体 <input type="checkbox"/> 法人
申込者等 法人名等	フリガナ	申込者役職 代表者氏名	フリガナ
申込者所 住	〒 [] [] [] - [] [] [] [] フリガナ	電話番号()-()-() FAX()-()-()	

株主・出資関係 (会社として申請する方のみ記入※会社の方は他企業による貴社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1~4 記入必須)					
1 主要株主等の状況 (④~⑥欄については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください) 【記入上の注意点】					
① 株主又は出資者 氏名	② 分類(大企業・中小・個人・その他)	③ 保有等割合(%)	④ 業種	⑤ 資本金(円)	⑥ 従業員数(人)
保有等割合計					
2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無 ※発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください <input type="checkbox"/> あり(保有等割合 %) なし <input type="checkbox"/>					
3 みなし大企業者*による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無 *みなし大企業者とは、1又は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます *3・4の完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます <input type="checkbox"/> あり なし <input type="checkbox"/>					
4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無 <input type="checkbox"/> あり なし <input type="checkbox"/>					

A 主たる業種(会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください)					
業種分類	右欄より主たる業種に該当する番号を選択し、記入ください	①製造業(⑤を除く) ②卸売業 ③サービス業(⑥及び⑦を除く) ④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他()			
事業の状況	*直近の決算において総売上高に占める売上高の割合の大きい3事業について前期決算の売上高と事業種目番号を記入ください	事業種目番号(上欄①~⑧を選択し、右欄へ記入ください)			
	売上高(百万円)	百万円	百万円	百万円	総売上高 百万円

B 主たる業種(会社・中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください。) *常時使用する従業員数が、100人以下の場合は記入は不要です。		
業種分類	主たる業種を右欄のA~オより選択し、記入ください	A. 製造業(イを除く) イ. ゴム製品製造業 ウ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業 エ. 旅館業 オ. その他() *サービス業、卸売業、小売業は除く
非営利型法人の要件に該当するか否か【一般社団法人、一般財団法人の場合のみ記入ください。】 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		

事業規模に係る事項(資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください)	
出資の総額又は 資本金又は 従業員数	円 _____ 人 _____

処理対象物に関する事項		
廃棄物 分類番号*	登録番号 (s,k,t,b,c,tb,tc から始まる登録番号を記入ください)	機器等重量
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg
		Kg

JESCO 使用欄	
JESCO 判定	
ERCA 回付確認	
ERCA 判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者(以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する費用及び乙で処理を行う廃棄物に関する収集運搬費用等について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

- 乙が定める申込規約(裏面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを承認し、同意します。
- その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照合がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者法人名等 _____

申込者役職・代表者氏名 _____ 印 _____

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

受付日	
受付番号	

申込日	令和 年 月 日
-----	----------

申込者名	フリガナ
申込者住所	〒 [] [] [] - [] [] [] フリガナ 電話番号()-()-() FAX()-()-()

前保管者が解散又は廃業しポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください			
前保管者の名称	フリガナ		
前保管者の住所	フリガナ		
解散・廃業の時期	昭和 平成 年 月 日 令和	前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期	昭和 平成 年 月 日 令和

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人で保管することとなった理由

処理対象物に関する事項			
廃棄物分類番号*	登録番号 (s,k,t,b,c,th,tc から始まる登録番号を記入ください)	機器等重量	*下記の廃棄物分類番号を記入ください 1. トランス類 2. コンデンサ類 3. PCB 油 4. 安定器 5. その他 *1 行につき PCB 廃棄物を 1 台(缶)記入してください *欄が足りない場合は別紙(様式任意)を作成のうえ追加記入をお願いいたします
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	

JESCO 使用欄	
JESCO 判定	
ERCA 回付確認	
ERCA 判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者(以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する費用及び乙で処理を行う廃棄物に関する収集運搬費用等について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

- 乙が定める申込規約(裏面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。
- その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者氏名 _____ 印 _____